

埼玉県県営住宅仮設物置設置承認基準要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、木造（平屋建のものに限る。）及び準耐火造の県営住宅において、入居者が仮設物置を設置しようとする場合の承認の基準及び仮設物置の規模を定める。

(承認の基準)

第2条 県は、仮設物置の設置について、世帯の構成員の増加等により、家財等の収納が著しく困難になり、かつ、県営住宅の管理上支障がないと認められる場合において承認することができる。

(仮設物置の規模)

第3条 設置する物置は、プレハブの平屋建とし、面積は次の各号に掲げる数値以下とする。

- 一 木造の県営住宅については、6.6平方メートル
- 二 準耐火造の県営住宅については、3.3平方メートル

(設置の申請)

第4条 仮設物置を設置しようとする入居者は、県営住宅仮設物置設置承認申請書（様式第1号）により、埼玉県住宅供給公社（以下「公社」という。）に申請するものとする。

(設置の承認)

第5条 公社は、第4条に規定する申請を受理したときは、第2条及び第3条の規定により審査し、適合するときは県営住宅仮設物置設置承認書（様式第2号）を申請者に交付するものとする。

(仮設物置の管理)

第6条 設置した仮設物置は、申請した者が管理するものとし、適正な管理を怠った場合、県は設置の承認を取消することができる。

(撤去又は移設等)

第7条 仮設物置が、県又は公社等が実施する工事の支障になるときは、入居者は撤去又は移設等を行わなければならない。

附 則

- 1 この基準は、平成12年4月1日から施行する。
- 2 県営住宅仮設物設置承認基準（昭和45年4月1日適用）は、廃止する。

附 則

- 1 この基準は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この基準は、平成17年4月1日から施行する。

様式第1号（第4条関係）

県営住宅仮設物置設置承認申請書

平成 年 月 日

埼玉県都市整備部住宅課長 様

県営 住宅 号棟 号室
入居者氏名 ,
(電話)

下記のとおり仮設物置を設置したいので申請します。

記

- 1 設置する仮設物置の面積
- 2 設置場所見取図
- 3 設置理由

様式第2号（第5条関係）

県営住宅仮設物置設置承認書

平成 年 月 日

県営 住宅 号棟 号室
様

埼玉県都市整備部住宅課長

平成 年 月 日付けで申請のあった仮設物置設置承認申請については
下記のとおり承認します。

記

1 設置する仮設物置の規模等

2 承認に当たっての条件

- (1) 仮設物置は、申請した入居者において管理を行い、この物置に関して生じた事故等については、一切の責任を負うこと。また、適正な管理を怠ったときは、承認を取消します。
- (2) 仮設物置が、公社等が実施する工事等に支障のあるときは、撤去又は移設をしていただくことがあります。